

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科
会介護保険部会における委員意見及び
本市の考え方

平成30年3月

大阪市 福祉局 高齢福祉課
介護保険課

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会高齢者介護保険部会（H30.2.14）における委員意見及び本市の考え方

NO	委員名	ページ	ご意見・ご質問等	大阪市の考え方・計画素案への反映の内容
議題3（参考資料2）【第9章への追記及び第10章の修正について】				
1	山川委員	素案 230ページ	自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標の（3）その他について、実地指導の実施目標を各年度16%としているが、第7期の計画期間の3年間では実地指導の実施目標が50%弱とのお考えでよろしいのでしょうか？	介護保険事業者の指定更新期間（6年間）中に少なくとも1回は実地指導を行うことが望ましいという旨の国の通知がありますので、それを参考に実地指導の実施目標を16%としております。
2	瀧田委員	素案 226～ 230	7期計画では財政的インセンティブが導入されるということで、数値的な目標がかなり入っていますが、この目標がこのまま指標に移行するのか、もしくはまたどこかの時点で時間をかけて指標を作っていくのが今後のスケジュールや構想について、分かっていることがあれば教えてください。これからということであれば、それでも結構です。	財政的インセンティブの付与について、国からは年度ごとの取組み状況を年度ごとに確認していくことが示されています。目標設定につきましては、年度ごとに目標設定しているものや、7期計画期間中の目標として設定しているものがあります。具体の評価につきましては、国からは一定の評価を年度ごとに示すとされています。現時点では評価指標案が示されていませんが、今後、国から示されてくる内容を注視していきます。 この計画素案に記載している目標につきましては、特に修正は考えておりませんので、この計画期間中の目標として考えています。
議題4（資料3）【その他】				
3	瀧田委員	資料3 18ページ	生活援助の訪問回数が多いケアプランへの対応の件で、集合住宅向け対策におけるスクリーニングポイントの作成や、チェックポイントの作成について、出来たら集団指導や研修の場で周知をお願いしたい。	ケアプランの適正化に向けた対策の強化については、10月施行であるため、今後国から具体的な内容が示されてくると考えており、周知については、集団指導等の場でお示しさせていただきたいと思っております。